

自己評価報告書

～誰もが尊厳を守られる権利擁護支援～



長岡市 田中 翠恵さん 作

2023年3月

特定非営利活動法人後見つぼみ

代表理事 中田 敏雄



自己評価報告書目次

はじめに 自己評価実施について (NPO 法人 後見つぼみ 代表理事 中田 敏雄)	2
1. 法人組織図	3
2. 後見つぼみの概要	4
3. 自己評価委員会設置について	5
4. 自己評価実施方法について	6
5. 自己評価実施要綱	8
6. 自己評価票 (様式 1)	9
7. 自己評価結果表 (様式 2 様式 3) 評価委員会版	16
8. 後見つぼみの自己評価結果を読んで 石渡 和実 東洋英和女学院大学名誉教授	29
まとめ 自己評価を実施して (自己評価委員会 委員長 須田 幸隆)	31
参考資料	
① 法人基本理念	
② 法人設立趣意書	
③ 受任状況	
④ 神奈川新聞 (2022.05.30) 弱者に伴走	
⑤ NPO 法人 後見つぼみの活動	

はじめに 自己評価実施について

私たちは、NPO 法人 後見つぼみ（以下つぼみ 設立 2020 年 10 月 30 日）と認定 NPO 法人よこはま成年後見つばさ（以下つばさ 設立 2011 年 10 月 12 日）の二つの団体で法人後見に取り組んでいます。

つばさでは、2019 年 10 月に評価（自己評価 第三者評価 アンケート調査）を実施しました。これは、質の向上を目的とした横浜市福祉サービスの第三者評価の仕組みに模した手法でした。

2021 年 10 月 21 日、つばさは厚生労働省の調査委託を受けた日本総研から法人後見評価のヒアリングを受けました。

第二期基本計画のパブリックコメントで、つぼみからは以下の意見を提出しました。

国からは「ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます」との回答がありました。

16 ページ 6 行目「後見人等の質」について

意見⑧ 後見業務の質向上のために、評価を導入してはどうか

理由 福祉サービスについては、社会福祉法第 78 条で事業者の評価の努力義務が課されています。第三者評価も導入されています。評価とは、社会福祉基礎構造改革の中で利用者本位の社会福祉制度確立のために打ち出された手法です。事業者が質の高い福祉サービスを提供しなければ、利用者からは選択されません。自己及び第三者による評価は、福祉サービスの質の向上を図るきっかけになる仕組みです。私たちの法人後見では、既に評価をフルスペック（自己評価 第三者評価 利用者の満足度調査）で行い公表しています。

評価を実施するために、標準の評価シート（評価項目 評価基準）を策定してはどうか。

現在（2022 年 10 月）、国が示している資料によれば、法人後見実施団体による自己評価が新規提案されています。その目的は、「質の向上」ではなく「信頼性の向上」としてしています。

最高裁家庭局が示した**法人選任における考慮要素**に沿って、法人後見を担う上で「最低限こうした団体であれば、法人として一定の信頼を獲得できると考える外形的な評価項目例を提示する」とされています。

これは、従来私たちが法人適格性の問題として整理してきたものです。

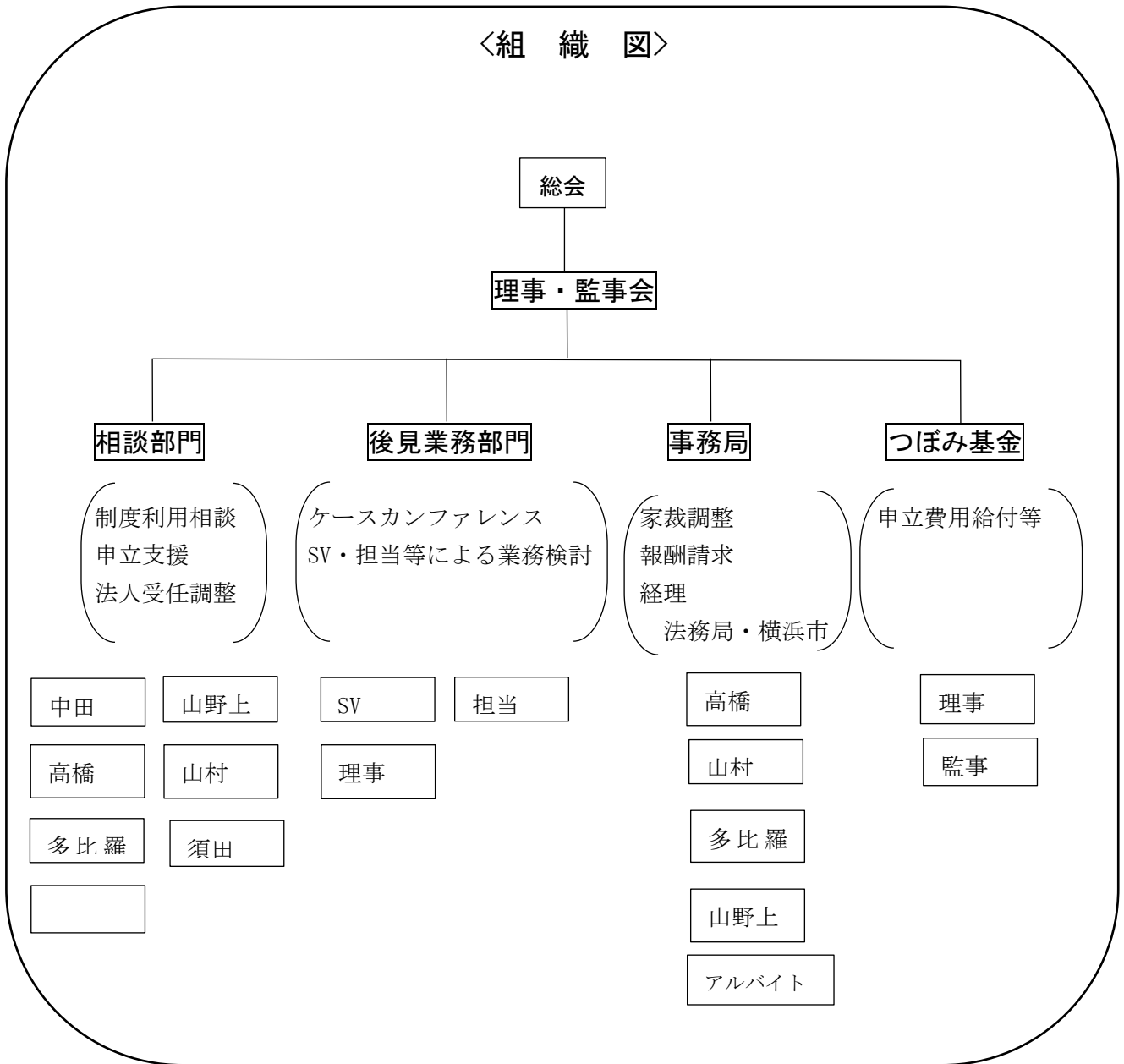
私たちは、こうした新たな考えに基づき独自に評価項目、評価基準、評価票を作成し、試験的に自己評価を実施していくことにしました。

2022 年 10 月

NPO 法人後見つぼみ

代表理事 中田 敏雄

〈組織図〉





特定非営利活動法人

後見つぼみ

所在地	〒222-0021 横浜市港北区篠原北一丁目9番8号		
設立	2020年10月30日	役員数	理事：6名 監事：1名
代表理事	中田 敏雄	事務局	高橋 多比羅 山村
電話	045-834-9320	Fax	045-834-9321
メール	kokentubomi@khe.biglobe.ne.jp	URL	https://kokentubomi.wixsite.com/website

法人設立経緯	<p>後見つぼみは、判断能力の不十分な方々の権利擁護を目的に法人後見を実施する団体です。相談段階から、地域連携ネットワークを構築しご本人やご家族等との信頼関係を深めつつ、申立支援、法人受任まで一体的に進めます。取り分け資力の乏しい方々の支援に力を入れます。</p> <p>メンバーは横浜市社会福祉職OB（ケースワーカー）、ケアマネジャー等の対人援助経験者で、身上保護に強みを発揮したチーム支援を行います。</p> <p>ライト（軽い、明るい、権利擁護）な小さいNPO法人ですが、市民のニーズと期待に応じていく決意のもと、地域の課題解決に取り組み、他の法人後見実施団体誕生の模範となるべく、志は高く持って前進します。</p> <p>後見つぼみのネーミングには、～それぞれの蕾、その人らしく花咲き、豊かに実ればいいね～と成長の願いを込めています。</p>																
会員・賛助会員	会員41名 賛助会員9名（2022年5月26日現在）																
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の利用相談・申立支援に関する事業 ●成年後見人等の法人受任に関する事業 ●市民研修や法人の担当者・SVの養成、育成に関する事業 ●その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業 																
実績	<p>通算の受任状況は、次の通りです。（2022年12月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">分野別</th> <th>(件)</th> </tr> <tr> <th>認知症高齢者</th> <th>知的障がい者</th> <th>精神障がい者</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2件</td> <td>5件</td> <td>1件</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>在宅1</td> <td>在宅0</td> <td>在宅0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分野別			(件)	認知症高齢者	知的障がい者	精神障がい者	合計	2件	5件	1件	8件	在宅1	在宅0	在宅0	
分野別			(件)														
認知症高齢者	知的障がい者	精神障がい者	合計														
2件	5件	1件	8件														
在宅1	在宅0	在宅0															
特記事項	<p>①2020年08月09日 法人設立総会を行い設立の意思決定</p> <p>②2020年08月11日 横浜市市民局にNPO法人認証申請</p> <p>③2020年10月29日 横浜市からNPO法人の認証</p> <p>④2020年10月30日 法務局に法人登記申請</p> <p>⑤法人基本理念を「誰もが尊厳を守られる権利擁護支援」と決定</p> <p>⑥長岡市の田中翠恵さん作のイラスト採用</p> <p>⑦2021年02月12日1番目法人受任 後見 本人</p> <p>⑧2021年02月26日2番目法人受任 保佐 本人(代理)</p> <p>⑨2021年03月29日3番目法人受任 後見 本人</p>																



自己評価委員会設置について

NPO法人 後見つぼみは、WAM助成事業の一環として厚生労働省がモデル事業の中で示している法人後見自己評価に取り組みます。

法人後見自己評価に取り組むため、法人内に自己評価委員会を設置します。

法人後見評価については、2019年10月に認定NPO法人 よこはま成年後見 つばさが実施しました。私たちはこれに関わっています。これについて、2021年10月厚生労働省から調査委託を受けた日本総研からヒアリングを受けました。また、第二期成年後見基本計画のパブリックコメントに当たって、後見つぼみから意見を提出しています。

「後見人等の質」について

意見⑧ 後見業務の質向上のために、評価を導入してはどうか

理由 福祉サービスについては、社会福祉法第78条で事業者の評価の努力義務が課されています。第三者評価も導入されています。評価とは、社会福祉基礎構造改革の中で利用者本位の社会福祉制度確立のために打ち出された手法です。事業者が質の高い福祉サービスを提供しなければ、利用者からは選択されません。自己及び第三者による評価は、福祉サービスの質の向上を図るきっかけになる仕組みです。私たちの法人後見では、既に評価をフルスペック（自己評価 第三者評価 利用者の満足度調査）で行い公表しています。

評価を実施するために、標準の評価シート（評価項目 評価基準）を策定してはどうか。

自己評価を実施するため、厚生労働省が示した自己評価の趣旨、目的を熟読しました。
成年後見制度利用促進現状調査等事業報告書

3ページ 6ページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000938668.pdf>

「成年後見制度利用促進現状調査等一式」事業概要

5ページ 8ページ 19ページ 29～35ページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000930671.pdf>

<自己評価委員会>

自己評価委員会委員長 須田 幸隆
代表理事 中田 敏雄
副代表理事 山野上 啓子

<検討事項>

1. 法人後見自己評価実施要綱
2. 自己評価票（評価項目 確認書類）
3. 評価結果のとりまとめ（評価基準 結果表）
4. 役割分担
5. 実施時期

つぼみの法人後見自己評価実施方法について

I 法人後見自己評価の実施方法

1. 評価の目的

特定非営利活動法人後見つぼみ（以下「つぼみ」と言う。）は、地域の社会課題の解決に向けて法人後見業務を行なっています。つぼみが行う自己評価は、法人後見業務の適正な遂行及び情報公開等で市民や利用者の「信頼性の向上」を図り、もって被成年後見人等の権利擁護支援に資することを目的とします。

2. 自己評価の実施

自己評価の実施は、自己評価実施要綱に基づき実施します。

3. 評価の内容

評価の内容は、①自己評価のみとし②第三者評価、③アンケート調査は将来の課題とします。

4. 評価票（評価項目）及び評価結果表（評価基準）

評価票（評価項目・評価着眼点）は様式1とし、評価結果表は様式2 様式3とします。

5. 評価基準

A:全部できている B:一部できていない C:できていない

評価小項目（中項目）で評価bが複数ある場合は、中項目（大項目）は評価Bとします。

同様に評価cが一つある場合は、上位項目は評価Cとします。

6. 自己評価委員会

自己評価結果は、法人内に設置した自己評価委員会でまとめます。

評価項目、評価調査員は次のとおりとします。

	評価項目	調査員
1. 法人運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人設立 ・ 総会開催 ・ 理事会等開催 ・ 事業計画等 ・ 情報公開 ・ コンプライアンス ・ 事務局 ・ 法人代表 ・ 会員状況 ・ 幹部養成 ・ 信頼性向上 	中田 山野上 須田
2. 財政基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政状況 ・ 損害賠償 ・ 財務管理 ・ 報酬付与申立 ・ 報酬助成申請 ・ 会費 ・ 助成制度 ・ 寄付 ・ 信頼性向上 	中田 山野上 須田

3. 遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・後見事務 ・指導監督 ・研修制度 ・財産管理 ・不正対応 ・受任調整 ・SV 配置 ・業務検討 ・利用相談 ・申立支援 ・法人受任 ・信頼性向上 	中田 山野上 須田
4. 利害関係	<ul style="list-style-type: none"> ・利害関係 ・将来の懸念 ・防止対策 ・課題論議 ・信頼性向上 	中田 山野上 須田

7. 公表

評価結果は、つぼみのホームページで公表します。

8. 報告

評価結果は家裁に報告します。また WAM や厚生労働省等行政にも適宜報告します。

II 2022 年度法人後見自己評価の実施スケジュール等

○実施時期

2022 年 10 月～2022 年 12 月

○自己評価委員会

委員長 須田 幸隆 (横浜市福祉サービス第三者評価調査員)

委員 中田 敏雄 (神奈川県福祉サービス第三者評価調査員)

委員 山野上 啓子 (横浜市福祉サービス第三者評価調査員)

○評価方法

自己評価実施要綱に基づく

○スケジュール

10 月	評価委員会設置
10 月	評価実施要綱 評価項目 評価基準 評価票策定
11 月	自己評価実施 評価結果とりまとめ
12 月	結果報告書作成
01 月	公表

2022 年 10 月
 特定非営利活動法人 後見つぼみ
 自己評価委員会委員長 須田 幸隆

法人後見自己評価実施要綱

(目的)

第1条 特定非営利活動法人後見つぼみ(以下「つぼみ」と言う。)は、地域の社会課題の解決に向けて法人後見業務を行なっています。つぼみが行う自己評価は、法人後見業務の適正な遂行及び情報公開を行なって「信頼性の向上」を図り、もって被成年後見人等の権利擁護支援に資することを目的とします。この要綱は、その自己評価に必要な事項を定めます。

(評価票)

第2条 自己評価は、別に定める評価票(様式1)に基づき行います。

(評価者)

第3条 自己評価は、法人の中に設けられた自己評価委員会が行います。

(準備)

第4条 つぼみ事務局は、自己評価を受けるために事前に活動報告書や資料を整備したファイル及び通帳、現金出納帳等を準備します。

(場所)

第5条 自己評価は、つぼみの事務所内で行います。

(結果)

第6条 評価結果は、自己評価結果表(様式2)や総括表(様式3)に取りまとめ、法人代表理事に報告します。

(公表)

第7条 自己評価結果は、つぼみのホームページで公表します。また法人後見普及のために家裁や行政にも適宜報告します。

(守秘義務)

第8条 自己評価の過程で知り得た個人情報、一切漏らしてはならない。

(報酬)

第9条 自己評価に関する費用は、理事会が定める額を報酬として支払います。

(その他)

第10条 自己評価は、法人の事業計画に基づきおおよそ1年に1回実施します。

附則

この要綱は、2022年10月1日から施行します。

5.3.2.2 法人後見自己評価実施要綱

法人後見自己評価票（法人運営）

様式 1-1

評価者

評価年月日 年 月 日

評価項目（中項目）		評価結果		評価
＜ I 法人運営 ＞				
評価基準	a	全部できている	評価小項目（中項目）で評価 b が複数ある場合は、中項目（大項目）は評価 B とします。 同様に評価 c が一つある場合は、上位項目は評価 C とします。	A B C
	b	一部できていない		
	c	できていない		
評価項目（小項目）		評価の着眼点		評価
01	法人設立	<ul style="list-style-type: none"> ・法人として適正に成立、構成されているか ・法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉に適合するもの（個人の尊厳の保持・尊重）であるか 	法人登記履歴事項全部証明書 定款 設立趣意書 法人基本理念 広報用パンフレット 事務所確保	a b c
02	総会開催	会員総会は開催されているか	議事録	a b c
03	理事会等開催	理事会 役員会は開催されているか	議事録	a b c
04	事業計画等	事業計画 事業報告 予算 決算は適切か	議事録 総会資料	a b c
05	情報公開	情報（定款 理事名簿 事業計画・報告 予算・決算 実績 法人基本理念）は公開されているか	ホームページ 内閣府 NPO 法人 広報誌等の発行・広報方法	a b c
06	コンプライアンス	個人情報保護規定は定められているか	個人情報保護規定 法人運営規程	a b c

法人後見自己評価票（財政基盤）

様式 1-2

評価者 _____ 評価年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

評価項目（中項目）		評価結果	評価
<Ⅱ 財政基盤>			
評価基準	a 全部できている	評価小項目（中項目）で評価 b が複数ある場合は、中項目（大項目）は評価 B とします。 同様に評価 c が一つある場合は、上位項目は評価 C とします。	A B C
	b 一部できていない		
	c できていない		
評価項目（小項目）		評価の着眼点	確認書類
01 財政状況	・ 財政状況（資産や収支）が安定しているか	決算書 予算書 貸借対照表	a b c
02 損害賠償	・ 本人に与えた損害を賠償する能力があるか	賠償責任保険の証書	a b c
03 財務管理	・ 法人の財務が適正に管理されているか	組織規程 組織図 役員名簿	a b c
04 報酬付与申立	・ 報酬付与申立を迅速に行なっているか	審判書	a b c
05 報酬助成申請	・ 成年後見制度利用支援事業を迅速に申請しているか	決定通知書	a b c
06 会費	・ 会員・賛助会員の会費納入は適正か	会員名簿 決算書	a b c
07 助成制度	・ 助成制度を積極的に活用しているか	申請書	a b c
08 寄付	・ 寄付を積極的に募っているか	決算書 広報誌・ホームページ等	a b c
09 信頼性向上	・ 信頼性向上のために公開しているか、第三者による確認方法は あるか	事業計画書 つばみニュース	a b c
【判断した理由・特記事項等】			

<コメント>

<課題>

法人後見自己評価票（実施能力）

様式 1-3

評価者 _____ 評価年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

評価項目（中項目）		評価結果	評価
＜Ⅲ 実施能力＞			A B C
評価基準	a 全部できている	評価小項目（中項目）で評価bが複数ある場合は、中項目（大項目）は評価Bとします。 同様に評価cが一つある場合は、上位項目は評価Cとします。	
	b 一部できていない		
	c できていない		
評価項目（小項目）		評価の着眼点	確認書類
01 後見事務	・事務担当者に後見事務を遂行する能力があるか	・事務担当者に後見事務に対する指揮命令（指導監督）態勢は適切か	会員名簿 資格 研修歴 経験
02 指導監督	・事務担当者に後見事務に対する指揮命令（指導監督）態勢は適切か	・事務担当者に後見事務に対する指揮命令（指導監督）態勢は適切か	組織図 法人運営規程 業務検討会 SV 配置
03 研修制度	・担当者に対する研修制度は整備されているか	・担当者に対する研修制度は整備されているか	養成研修 説明会 担当者会議
04 財産管理	・財産管理の方法は適切か	・財産管理の方法は適切か	法人運営規程 業務検討会
05 不正対応	・不正発覚時の態勢が適切か	・不正発覚時の態勢が適切か	業務検討会 ヒヤリハット
06 受任調整	・受任調整会議は迅速に開かれているか	・受任調整会議は迅速に開かれているか	議事録
07 SV 配置	・スーパervァイザーは配置されているか	・スーパervァイザーは配置されているか	議事録
08 業務検討	・業務検討会は開かれているか	・業務検討会は開かれているか	議事録
09 利用相談	・制度利用の相談が適切に行われているか	・制度利用の相談が適切に行われているか	相談状況一覧表 相談票
10 申立支援	・制度利用が必要な方に適切に申立支援が出来るか	・制度利用が必要な方に適切に申立支援が出来るか	申立支援状況一覧表 申立書
11 法人受任	・制度利用が必要な方に適切に法人受任が出来るか	・制度利用が必要な方に適切に法人受任が出来るか	受任状況一覧表 審判書

12 信頼性向上		・信頼性向上の取り組みはあるか	事業計画書	a b c
【判断した理由・特記事項等】				
<p><コメント></p> <p><課題></p>				

法人後見自己評価票（利害関係）

様式 1-4

評価者 _____ 評価年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

評価項目（中項目）		評価結果		評価
<IV 利害関係>				
評価基準	a 全部できている	評価小項目（中項目）で評価 b が複数ある場合は、中項目（大項目）は評価 B とします。 同様に評価 c が一つある場合は、上位項目は評価 C とします。		A B C
	b 一部できていない			
	c できていない			
評価項目（小項目）		評価の着眼点	確認資料	評価
01 利害関係	・ 本人との間に利害関係を有するか		候補者事情説明書	a b c
02 将来の懸念	・ 将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか		利害関係の有無を示す資料	a b c
03 防止対策	・ 実質的な利益相反関係に立つことを防止する仕組みがあるか		組織図 業務検討会	a b c
04 課題検討	・ 利害関係の恐れがあるかどうか受任調整会議で検討したか		議事録	a b c
05 信頼性向上	・ 信頼性向上の取り組みはあるか		事業計画書	a b c
【判断した理由・特記事項等】				
<コメント>				
<課題>				

法人後見自己評価結果表（法人運営）

様式 2-1

評価者 評価委員会 評価年月日 2022年11月7日

評価項目（中項目）		評価結果	評価	
<p>＜I 法人運営＞ 「誰もが尊厳を守られる権利擁護支援」を法人基本理念に掲げ、個人の尊厳の保持・尊重、そして自己決定・自己実現が図られるような支援（意思決定支援）を行っています。定期的に役員会を開催し情報交換や抱えている諸問題を話し合っています。事業報告、事業計画、予算や決算等は適正に作成され、定期総会で承認されています。法人運営規程に守秘義務を規定し、入会時に個人情報に関する誓約書を取り交わしています。</p> <p>基本理念や宣言、個人情報保護や意思決定支援の考え方を全員が共有しています。</p> <p>個人情報保護規定、文章保存規定など個別の規定整備はこれからです。法人持続化のために幹部養成（含 スーパーバイザー）と会員の確保・養成が重要課題となっています。</p> <p>法人の活動として、ミクロ領域（個別事例）はもとよりマクロ領域（ソーシャルアクション）でも積極的に発信しています。</p> <p>率先しての法人後見自己評価実施もその一つです。</p>		<p>A <input type="checkbox"/> B <input checked="" type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/></p>		
評価基準	a 全部できている	<p>評価小項目（中項目）で評価 b が複数ある場合は、中項目（大項目）は評価 B とします。</p> <p>同様に評価 c が一つある場合は、上位項目は評価 C とします。</p>	<p>確認資料</p> <p>法人登記履歴事項全部証明書 定款 設立趣意書 法人基本理念 広報用パンフレット 事務所確保 議事録 議事録</p>	
	b 一部できていない			a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/>
	c できていない			a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/>
評価項目（小項目）		評価の着眼点	評価	
01 法人設立		<ul style="list-style-type: none"> ・法人として適正に成立、構成されているか ・法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉に適合するもの（個人の尊厳の保持・尊重）であるか 	a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/>	
02 総会開催		<ul style="list-style-type: none"> ・会員総会は開催されているか 	a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/>	
03 理事会等開催		<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 役員会は開催されているか 	a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/>	

04 事業計画等	事業計画 事業報告 予算 決算は適切か	議事録 総会資料	a b c
05 情報公開	情報（定款 理事名簿 事業計画・報告 予算・決算 実績 法人基本理念）は公開されているか	ホームページ 内閣府 NPO 法人 広報誌等の発行・広報方法	a b c
06 コンプライアンス	個人情報保護規定は定めているか	個人情報保護規定 法人運営規程	a b c
07 事務局	・会計に関する専門知識を持つ者はいるか、または専門家の関与があるか ・現金の取り扱い 財産管理のチェック体制はあるか ・法定保存文書の保存をしているか	予算・決算報告書 業務検討会 財産管理要領 文書保存規程	a b c
08 法人代表	・代表者の紹介はあるか		a b c
09 会員状況	・実践力のある会員を確保出来ているか		a b c
10 幹部養成	・法人持続化のために幹部（含 SV）を養成しているか		a b c
11 信頼性向上	・信頼性向上の取り組みはあるか		a b c

【判断した理由・特記事項等】

<コメント>

○法人基本理念として「誰もが尊厳を守られる権利擁護支援」を掲げ、特に資力が乏しい方々を中心に支援をしています。個人の尊厳の保持・尊重、その自己決定・自己実現が図られるような支援（意思決定支援）、利用者の権利擁護を基礎にした事業運営、福祉サービスの提供を心掛けています。

○履歴事項全部証明書、定款、設立趣意書等により、成立年月日（令和2年10月30日）、法人目的（判断能力の不十分な高齢者・障がい者に対し、本人意思を尊重した法人後見に関する事業を行う）、役員等を確認できます。

○法人設立については、副代表が適正に手続きを行なっています。

○令和3年5月15日、令和4年5月21日に、定期総会を開催しています。

○役員会は、令和2年度9回、令和3年度23回、令和4年度（10月15日現在）8回開催しています。

○理事会は、必要時に開催（2022年度10月現在 2回）しています。

○業務検討会検討数（2022年度12月現在 18件）、受任調整会議検討数（2022年度12月現在 13件）を実施しています。

- 事業計画、事業報告、予算、決算等は適正に作成され、定期総会で承認されています。
 - 定款、役員名簿、事業計画・報告、予算・決算等はホームページや内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載しています。
 - コンプライアンスとして、法人運営規程に守秘義務（個人情報保護法を遵守し、個人情報保護に十分配慮すること）を規定し、入会時に個人情報に関する誓約書を取り交わしています。個人情報保護規定は未整備でした。
 - 経理処理について、代表理事、副代表には基本的知識はありますが、税制等変動が多いため今後税理士等の専門家の関与を検討する必要があります。
 - 現金の取扱い、財産管理や経理処理は、事務局がチェック体制として 2 人体制を組んで行っています。今後業務拡大に伴い、会計事務所との取り引きを検討する必要があります。文書保存規程は未整備でした。
 - 法人代表は、ホームページで紹介されています。
 - 2022 年 5 月現在、会員：41 名 賛助会員：9 名です。
 - 会員は対人援助の経験のある方で構成していますが、兼業が多いため担当者・スパーバイザー共に後見業務に従事できる人材の確保が課題です。
- <内訳>
- | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|---------|-----|---------|-----|-----------|-----|---------|------|-------|-----|
| 社会福祉士 | 27 名 | 精神保健福祉士 | 7 名 | 社会福祉主事 | 8 名 | 主任介護支援専門員 | 4 名 | 介護支援専門員 | 10 名 | 介護福祉士 | 6 名 |
| 行政書士 | 3 名 | 保育士 | 3 名 | 社会保険労務士 | 1 名 | 宅建士 | 1 名 | 相談支援専門員 | 1 名 | 元大学教員 | 1 名 |
| 歯科衛生士 | 1 名 | | | | | | | | | | |
- 法人の持続化のために、次を担う幹部の養成は不可欠であるとの認識はありますが具体的養成は不十分です。
 - 信頼性向上のために、相談・受任案件を一つ一つ丁寧に取り組みむほか、地域の行政窓口担当者や地域包括支援センター等の相談窓口担当者へ法人の基本理念や実績を伝える機会を作っています。
- <課題>
- 幹部（SV 含む）の養成と実践力のある会員の確保が課題です。
 - 「事務局への事務集対策」が課題です。
 - これからの業務拡大等を考慮し、より適切な事務所設置が課題です。

法人後見自己評価結果表（財政基盤）

様式 2-2

評価者 評価委員会 評価年月日 2022年11月7日

評価項目（中項目）		評価結果	評価	
<p>＜Ⅱ財政基盤＞ 主な収入として、受取会費、受取寄附金（現物寄付を含む）、後見報酬の事業収入等があり、2020年度と2021年度決算は黒字で推移しています。原則として月次精算表を作成し、月末時点の資産、負債、正味資産状態や各月までの活動状況を役員会で報告しています。2022年度はWAM助成金を活用し、全員で法人の基盤づくりを心掛けています。WAM助成事業は、（柱1）成年後見制度利用相談・申立支援・法人受任、（柱2）人材発掘・育成、（柱3）法人後見の普及促進として取り組んでいます。</p> <p>法人運営費は、法人設立間もないため会費、会員の寄付、役員のボランティア等で賄ってききましたが、報酬受領が始まり好転しつつあります。</p> <p>会員の寄付によりつぼみ基金も設置され、弁護士費用捻出などにも有効活用されています。今後は、よこはま夢ファンドの活用が期待されます。</p>		<p><input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C</p>		
評価基準	a 全部できている	<p>評価小項目（中項目）で評価bが複数ある場合は、中項目（大項目）は評価Bとします。 同様に評価cが一つある場合は、上位項目は評価Cとします。</p>		
	b 一部できていない			
	c できていない			
評価項目（小項目）		評価の着眼点	確認書類	
01 財政状況		・財政状況（資産や収支）が安定しているか	決算書 予算書 貸借対照表	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c
02 損害賠償		・本人に与えた損害を賠償する能力があるか	賠償責任保険の証書	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c
03 財務管理		・法人の財務が適正に管理されているか	組織規程 組織図 役員名簿	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c
04 報酬付与申立		・報酬付与申立を迅速に行なっているか	審判書	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c
05 報酬助成申請		・成年後見制度利用支援事業を迅速に申請しているか	決定通知書	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c
06 会費		・会員・賛助会員の会費納入は適正か	会員名簿 決算書	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c

07 助成制度	・ 助成制度を積極的に活用しているか	申請書	a	b	c
08 寄付	・ 寄付を積極的に募っているか	決算書 広報誌・ホームページ等	a	b	c
09 信頼性向上	・ 信頼性向上のために公開しているか、第三者による確認方法は あるか	事業計画書 つぼみニュース	a	b	c

【判断した理由・特記事項等】

<コメント>

○財政状況は、家庭裁判所の審判が確定し受任してもすぐに報酬を受けられないため、法人設置後事業収入が発生するまでは、会員等からの寄付、ボランティアで運営しています。受任一年後の家庭裁判所事務報告が始まり、報酬審判を受けるようになりましたので、今後の安定運営の為に担当者への報酬支払いを見直しました。

○2021（令和3）年3月31日決算では、会員33名、受取会費99千円、受取寄附金1,380千円（パソコン等の現物受贈を含む）、総費用は902千円、2022（令和4）年3月31日決算では、会員40名、受取会費120千円、受取寄附金545千円、後見業務報酬900千円、総費用は1,211千円で、収支は黒字で推移しています。

○法人成年後見賠償責任保険として、Chubb 保険会社（株）のチャップ保険（補償限度額10百万円）に加入しています。

○経理状況は、月次精算表を作成し、月末時点の資産、負債、正味財産と月末までの活動状況を役員会で報告しています。

○報酬付与申立は、事務局中心に行なっています。（2022年度10月現在 5件）

○報酬助成申請は、事務局・SV中心に行なっています。（2022年度10月現在 3件）

○財政基盤を支える会費納入は、会費（2021年度決算27名 81千円） 賛助会員（2021年度6名 18千円）となっています。

○総会がオンラインになり、会員・賛助会員の会費收受の機会がなく、納入漏れがあります。

○2022年度の助成制度として、WAM 助成事業申請を行い、約280万円助成が決定しています。目下法人全体で事業に取り組み財政基盤を整え、法人発展につなげるために、力を合わせ推進しています。

○WAM 助成事業として、（柱立てNo1）成年後見制度利用相談・申立支援・法人受任、（柱立てNo2）人材発掘・育成、（柱立てNo3）法人後見の普及促進、などを取り上げていますが、この中で柱立てNo1の申立支援が極めて重要です。市内に申立支援のできる機関が少ないからです。つぼみは、市民の目から見ると市民のニーズに応える重要な社会資源となることが期待されています。

○寄付の状況は、2021年度決算では、15件 545,000円ありました。つぼみニュースで公開しています。

○会員の寄付によりつぼみ基金を設置し、弁護士費用等に充当、有効活用しています。

○よこはま夢ファンドの登録団体となり、助成金を活用できるようになっています。

○隔月につきニュースを発行し、最新の後見つぼみに関するニュースを会員等に伝えていきます。
○信頼性向上のため法人情報を公開し、毎年監事による監査を受けていきます。今後第三者評価を視野に入れ、自己評価を始めます。

<課題>

- 財政状態を安定させるために、会員や賛助会員の増強、寄附の募集及び助成金の申請・取得等が課題です。
- 経理事務に会計ソフトの導入と会計事務所への事務処理依頼の検討が課題です。

法人後見自己評価結果表（実施能力）

様式 2-3

評価者 評価委員会 評価年月日 2022年11月7日

評価項目（中項目）		評価結果	評価
<p><Ⅱ 実施能力> 会員は原則として対人援助の経験者で、独自カリキュラムで実施する法人後見専門員養成講座等を終了しています。後見業務遂行にSVや業務検討会でバックアップしています。指導監督が二重三重に整えられています。</p> <p>つぼみの法人後見の特徴は、業務検討会（ケースカンファレンス）の実施とスーパーバイザー（SV）の配置です。業務検討会では、身上保護と財産管理の適否が複数の目でチェックされ、課題把握と改善方針が樹立されています。</p> <p>法人運営規程に財産管理の方法を規定し、預貯金通帳は事務所の金庫で管理し、預貯金カードは担当者が管理しています。SVとは言わば担当者の相談役です。チーム支援の業務遂行に重要な役割を果たしています。今後はSVの確保・養成が課題ですが、サブSVを設置し0JTによる養成の兆しが見えています。</p> <p>担当者養成は、つばさと共催で取り組んでいます。2022年度つぼみから3名が受講しています。</p> <p>重大な事故の未然防止のため、日頃からヒヤリハットを把握・記録してその原因を究明し、再発防止に努めています。触法行為等のある難しい案件については、共同保佐人（弁護士）選任を申立しました。</p> <p>今後一層の研修の充実を図って、個々の会員の遂行能力を磨き、法人全体の後見業務実施能力を高めます。</p>		<p>A B C</p>	
評価基準	a 全部できている	<p>評価小項目（中項目）で評価bが複数ある場合は、中項目（大項目）は評価Bとします。</p> <p>同様に評価cが一つある場合は、上位項目は評価Cとします。</p>	
	b 一部できている		
	c できていない		
評価項目（小項目）		評価の着眼点	評価
01 後見事務		<p>・事務担当者に後見事務を遂行する能力があるか</p>	<p>確認書類 会員名簿 資格 研修歴 経験</p> <p>a b c</p>

02 指導監督		・事務担当者に対する指揮命令（指導監督）態勢は適切か	組織図 法人運営規程 業務検討会 SV 配置	a	b c
03 研修制度		・担当者に対する研修制度は整備されているか	養成研修 説明会 担当者会議	a	b c
04 財産管理		・財産管理の方法は適切か	法人運営規程 業務検討会	a	b c
05 不正対応		・不正発覚時の態勢が適切か	業務検討会 ヒヤリハット	a	b c
06 受任調整		・受任調整会議は迅速に開かれているか	議事録	a	b c
07 SV 配置		・スーパーバイザーは配置されているか	議事録	a	b c
08 業務検討		・業務検討会は開かれているか	議事録	a	b c
09 利用相談		・制度利用の相談が適切に行われているか	相談状況一覧表 相談票	a	b c
10 申立支援		・制度利用が必要な方に適切に申立支援が出来るか	申立支援状況一覧表 申立書	a	b c
11 法人受任		・制度利用が必要な方に適切に法人受任が出来るか	受任状況一覧表 審判書	a	b c
12 信頼性向上		・信頼性向上の取り組みはあるか	事業計画書	a	b c

【判断した理由・特記事項等】

<コメント>

○担当者は社会福祉士、行政書士等の資格を有し、加えて対人援助の経験者であり、法人後見専門員養成講座受講を終了しています。

○担当者に対する指導監督体制は、SV 配置、業務検討会や事務局と二重三重に整えています。

○代表理事を補佐して、事務局長が後見業務担当者に対して指揮命令を行う仕組みがあり適切に指導監督が行われています。

○担当者養成は、独自カリキュラムでつばさと共催で実施する養成講座や市社協、県社協が行う研修で行います。2022年度つばみから3名が受講しています。受任直後の説明会や意思決定支援の会員勉強会も実施しています。

○財産管理の方法は、法人運営規程に記載しています。預貯金通帳は、法人が事務所金庫で管理し、預貯金カードは担当者が管理しています。預貯金通帳の記帳は業務検討会実施時に行い、収支を精査しています。

○重大な事故の未然防止のため、日頃のヒヤリ・ハットを把握・記録しその原因を究明し再発防止に努めています。不正な後見事務があった

場合の対応を法人運営規程に規定しています。

- 成年後見制度利用の相談があった場合は、インターネット相談票を作成し、相談状況一覧表を整備して速やかに受任調整会議に諮り、後見業務受任（内諾）可否の方針を決め、相談者に回答しています。
- 全ての受任案件に、SVを配置し、担当者の日常業務、業務進行管理に助言・指導を行っています。2022年10月からは、SV育成のためにサブスーパーバイザーを配置しています。
- 業務検討会は、受任直後の整理期の3か月間は月に1回、4か月日以降の安定期は4か月に1回開催しています。担当者が本人の状況やお金の管理状況を報告します。業務検討会は、2022年度10月現在 13回開催しています。
- 成年後見制度の利用相談・申立支援・法人受任を一体的進めるため申立支援専門員を置いて、適切な支援を心掛けています。
- 制度利用が必要な人への、申立の仕方（本人、親族 区長 弁護士 法テラス）の適切なアドバイスを行っています。
- 申立支援が必要な方には、地域連携ネットワークを組織し無料で懇切丁寧に行っています。（2022年度 6件）
- 触法行為等のある難しい案件については、共同保佐人の弁護士と連携しています。
- 担当者会議、会員の現任訓練、0JT等により後見業務の質の向上に努め、信頼性の向上を図ります。
- 現在（2022年10月31日）受任件数は、8件あり、チームを組んで支援しています。受任状況一覧表で管理しています。
- 信頼性向上の取り組みを事業計画書に盛り込んで行います。

<課題>

- 利用相談・申立支援・候補者依頼等のニーズが多く、法人としての受任体制整備、担当者とSVの確保・養成が課題です。
- サブSV導入で、0JTによるSV養成を一層推進することが課題です。
- 研修の充実を図って、個々の会員の遂行能力を磨き法人全体の後見実施能力を高めることが課題です。

法人後見自己評価結果表（利害関係）

様式 2-4

評価者 評価委員会 評価年月日 2022年11月7日

評価項目（中項目）		評価結果		評価	
<p><IV 利害関係> 後見人等候補者事情説明書（法人用）により、本人と法人及び法人代表者との利害関係をチェックして います。サービス提供者である後見つばみは、被後見人等が入所している施設等を運営している法人には該当しません。本 人情報シート（成年後見制度用）、財産目録や収支予定表等を利用し、福祉に関する認定の有無、日常生活・社会生活状況 や課題について検討し、将来的に本人に不利益が生じる可能性の有無を役員会等で検討しています。</p>				A B C	
評価 基準	a 全部できている	<p>評価小項目（中項目）で評価 b が複数ある場合は、中項目（大項目）は評価 B とします。 同様に評価 c が一つある場合は、上位項目は評価 C とします。</p>			
	b 一部できていない				
	c できていない				
評価項目（小項目）		評価の着眼点		確認資料	評価
01 利害関係	<ul style="list-style-type: none"> ・本人との間に利害関係を有するか 		候補者事情説明書	a b c	
02 将来の懸念	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか 		利害関係の有無を示す資料	a b c	
03 防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な利益相反関係に立つことを防止する仕組みがあるか 		組織図 業務検討会	a b c	
04 課題検討	<ul style="list-style-type: none"> ・利害関係の恐れがあるかどうか受任調整会議で検討したか 		議事録	a b c	
05 信頼性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼性向上の取り組みはあるか 		事業計画書	a b c	
【判断した理由・特記事項等】					
<コメント>					
○後見人等候補者事情説明書（法人用）により、本人と法人及び法人代表との利害関係をチェックしています。					

- 本人情報シート（成年後見制度用）、財産目録や収支予定表等を利用し、福祉に関する認定の有無、日常・社会生活の状況や課題等について検討し、将来的に本人に不利益が生じる可能性があるかどうかを業務検討会や役員会で検討しています。
 - サービス提供者である後見つぼみは、被後見人等が入所している施設等を運営している法人には該当しません。業務検討会で担当者と成年被後見人等との関係について、利益相反関係が生じるかどうかをチェックしています。
 - 相談票や後見人等候補者事情説明書（法人用）を参考にし、受任調整会議で、本人と法人及び法人代表者との利害関係の有無をチェックしています。
 - 法人と成年被後見人等とは利害関係に立つ懸念がないので、現在は防止する仕組みは必要ありません。
 - 後見人等候補者事情説明書（法人用）では、利害関係のチェックが必須事項です。
 - 社会福祉士事務所開業者からコンサル（有料？）を行なっているが、後見人になってほしいと依頼されることが多くなったので、つぼみに入会し自分が担当することは可能かとの問い合わせがあり、利益相反や誘導になりかねないため基本的に担当になるのは好ましくないと回答した。
- <課題>
- 現在は利害関係について、特段問題はありませんが、担当者及びSVと成年被後見人等との利益相反関係については、常に意識してチェックをすることが重要と考えています。
 - 信頼性向上のため、担当者及びSV自身でチェックを行うか確認を義務付けるようにします。

法人後見自己評価結果総括表

様式 3

評価者 評価委員会 評価年月日 2022年11月7日

評価項目（大項目）	評価結果	評価
<p><総括> つばみは、横浜で法人後見の途を切り拓いた認定 NPO 法人よこはまま成年後見つばさを母体に誕生しています。その特徴は、スーパーバイザー（SV）の配置と業務検討会の実施にあります。人材養成や新規相談などではつばさと連携しています。</p> <p>法人運営の課題解決、財政基盤の安定化、実施能力の向上等に取り組みながら、信頼性の向上を図り、つばみに集まる貴重な人・財を活用し地域に山積する社会課題解決の一端を担っています。</p> <p>課題の SV 確保・養成では、新たにサブ SV を導入し 0JT による養成の試みがあり、改善の兆しが見えています。自己評価実施による気付き、課題把握、課題改善の方向性を明確にします。</p> <p>こうしたことがきっかけでつばみの法人後見活動は、また一段と前進するものと確信しています。</p>	<p style="text-align: center;">[A] B C</p>	<p style="text-align: center;">[A] B C</p>
<p>評価項目（中項目）</p> <p>I 法人運営</p>	<p>「誰もが尊厳を守られる権利擁護支援」を法人理念に掲げ、個人の尊厳の保持・尊重、そして自己決定・自己実現が図られるような支援（意思決定支援）を行っています。定期的に役員会を開催し情報交換や抱えている諸問題を話し合っています。事業計画、事業報告、予算や決算等は適正に作成され、定期総会で承認されています。法人運営規程に守秘義務を規定し、入会時に個人情報に関する誓約書を取り交わしています。事務局への事務集中の回避や個人情報保護規程等の整備が課題です。</p> <p>国の第二期基本計画のパブリックコメントでは 35 項目の意見を提出し、その中の法人後見自己評価導入が検討されつつあります。</p>	<p style="text-align: center;">a [b] c</p>
<p>II 財政基盤</p>	<p>主な収入として、会員・賛助会員の会費、寄附金（現物寄付を含む）、後見報酬の事業収入等があり、2020 年度と 2021 年度決算は黒字で推移しています。原則として月次精算表を作成し、月末時点の資産、負債、正味資産状態や各月までの活動状況を役員会で報告しています。2022 年度は WAM 助成金を活用し</p>	<p style="text-align: center;">[a] b c</p>

	<p>法人の基盤づくりを全員で心掛けています。 会員の寄付で設置した「つぼみ基金」の有効活用も図っています。 今後は、よこはま夢ファンドの活用も期待されます。</p>	
<p>Ⅲ 実施能力</p>	<p>後見業務の実施能力は、良質な法人後見実施団体を目指すには最重要事項です。その実施能力とは、単に法人運営能力、対人援助能力、課題解決能力、家裁事務処理能力に止まらず、政策提言能力、発信能力、地域連携能力など多岐にわたっています。 実践力のある人材の確保・養成に努め、法人全体としての実施能力を高めます。 業務検討会、会員研修 担当者会議、OJTなどの研修で後見業務の質の向上を目指します。</p>	<p>a b c</p>
<p>Ⅳ 利害関係</p>	<p>後見人等候補者事情説明書（法人用）により、本人と法人及び法人代表者との利害関係をチェックしては該当しません。サービスマスター（成年後見制度用）、財産目録や収支予定表等を利用し、福祉に関する認定の有無、日常生活・社会生活状況や課題について検討し、将来的に本人に不利益が生じる可能性の有無を役員会等で検討しています。</p>	<p>a b c</p>

後見つぼみの自己評価結果を読んで、これからに期待すること

東洋英和女学院大学名誉教授 石渡和実

後見つぼみの自己評価結果を拝見して、さまざまな発見や気づきがありました。

まず第1に、法人後見の活動に対して「自己評価」を行うという発想そのものです。そのきっかけとなったのは、厚生労働省による法人後見の評価に関するヒアリングを受けた、ということだそうです。その経験を、第二期成年後見制度利用促進基本計画に関するパブリックコメントに生かしたという行動への発展が、後見つぼみの基本的姿勢を象徴していると考えます。後見業務についてあるべき方向性を常に模索し、多角的な視点を有しているからこそ、ヒアリングへの回答で終わることなく、新たな段階への道筋をつけることになったと言えます。

第2に、自己評価を行う目的を「信頼性の向上」に結び付けたという点です。社会福祉法第78条では、「福祉サービスの質の向上」をめざして事業者に自己評価に努めることを求めています。後見つぼみでは受任した被後見人等に対して、初めの3か月は月に1回、それ以降は4か月に1回の業務検討会（ケースカンファレンス）を、スーパーバイザーの助言も受けて実施しているとのこと。このようなスタッフ全体での丁寧な取り組み、組織を挙げて質の向上をめざしているからこそ、パブリックコメントで自己評価の重要性を指摘することにつながったと言えます。さらに、それを「質の向上」にとどめるのではなく、最高裁判所家庭局の提案も踏まえて法人の「信頼性の向上」と位置付けたという点が、また素晴らしいと言えます。まさに「信頼できる存在」こそ、成年後見制度を利用する立場の方々は何よりも求めているのではないのでしょうか。

第3に、このような視点を踏まえて作成した「自己評価票」の構成が卓抜だと考えます。これは前述の最高裁家庭局が示した、「法人後見選任における考慮要素」を参考にしているということです。この4点の配慮事項を参考に、つぼみの自己評価票は「Ⅰ 法人運営」「Ⅱ 財政基盤」「Ⅲ 実施能力」「Ⅳ 利害関係」という4領域の中項目から成っています。司法が求める視点を自己評価に確実に組み込むという視点は、後見業務を担う法人の姿勢として高く評価できると考えます。

第4に、こうしてできた4領域から成る中項目に、後見業務ならではの小項目を確実に盛り込んだ、ということがまた評価に値すると考えます。4領域それぞれに、前段にある小項目は一般の福祉法人にも求められる内容ですが、後段の太字で示されたものが後見業務に特有の項目と言えます。「Ⅲ 実施能力」であれば、「受任調整」「スーパーバイザー配置」「業務検討（ケースカンファレンス）」「利用相談」「申立支援」「法人受任」「信頼性向上」などの項目です。このような内容を列挙できるのは、評価票を作成したつぼみのスタッフが、その前身とも言えるよこはま法人後見つぼみの時代から10年以上も後見人として活動し、業務に精通しているからこそその成果だと言えます。長期にわたって、支援を必要とする方々に真摯に向き合ってきたからこそ、この自己評価票を作成することができたと感服させられました。

第5に、完成した自己評価票に基づき、後見つぼみという組織について評価を行った結果が、また「圧巻！」だと言えます。スタッフの中で、これまで福祉サービス第三者評価などの経験が豊富な3人が実施したということです。それだけに、非常に的確な、鋭い指

摘がなされており、「自己」というより「第三者」的な、客観性がある、納得できる評価結果がまとめあげられています。全部で37ある小項目のうち、「a, b, c」3段階の「a全部できている」が33項目、「b一部できていない」が4項目という結果となっています。

「b」となったのは、個人情報保護規定や文書保存規定などの不備、スーパーバイザーなどを含めた幹部職員の養成や受任体制が不十分、などの指摘でした。しかし、法人成立からまだ2年ほどということを見ると、これから整備が進んでいくと期待できます。

「総括所見」では、こうした課題を踏まえつつも、「『誰もが尊厳を守られる権利擁護支援』を法人理念に掲げ、個人の尊厳の保持・尊重、そして自己決定・自己実現が図られるような支援（意思決定支援）を行っています」と、改めて原点に立ち返り、更なる前進をめざすという方向性が明確に打ち出されています。これまでの自己の歩みを謙虚に振り返り、課題を整理して、組織全体で新たな一步を踏み出す、という契機となる役割を自己評価が果たしたと言えます。

総括の最後はこう結ばれています。「法人の活動として、ミクロ領域（個別事例）はもとよりマクロ領域（ソーシャルアクション）でも積極的に発信しています。率先しての法人後見自己評価実施もその一つです」と。まさにその通りで、こうした先駆的な活動は、今後の後見活動の担い手として大きな期待が寄せられている、法人組織のあるべき姿を示す好事例と評価できます。後見つぼみの、ますますの発展を心から願っています。

2023年1月7日

まとめ 自己評価を実施して

NPO 法人後見つぼみ（以下つぼみ）は、2020年10月30日設立のまだスタート間もない法人後見実施団体です。

しかし、認定 NPO 法人よこはま成年後見つばさ（以下つばさ）で、法人後見の経験を十分に積んできたので、家裁での信頼度は抜群でした。

代表理事をはじめ、福祉サービスの第三者評価調査員の経験者（3名）で、厚生労働省の説明に沿った法人後見自己評価項目、評価基準を設定し、試験的に実施しました。

評価基準は、3段階（A B C）にしました。ほとんどが A でしたが、B がいくつかありました。評価の過程で改善の気付きもありました。今後はその改善に努めます。

また、さらに信頼性を高めるためにより良い評価システムに改良します。

厚生労働省の説明では、「適切に活動する法人後見実施団体の確保・育成という観点から、第三者評価の実施の検討が必要」ともありました。

福祉サービスの第三者評価では、第三者評価者（評価実施機関）が用意した同じ評価項目、評価基準で自己評価を行います。

この法人後見自己評価もいずれはそこまで成熟していくことを願います。

独自に作った自己評価票とそれに基づく評価結果について、障害福祉と成年後見制度の両方に精通した石渡 和実東洋英和女学院大学名誉教授にコメントを頂きました。

先生からは、「これまでの自己の歩みを謙虚に振り返り、課題を整理して、組織全体で新たな一步を踏み出す、という契機となる役割を自己評価が果たしたと言えます。」とのお言葉をいただきました。

石渡名誉教授、ありがとうございます。

最後に、福祉サービスの第三者評価は、普通3年に1回程度の受審です。

この法人後見自己評価は、毎年実施とされていますので、標準的な簡易な評価項目と評価基準が示されるものと思います。

目的が信頼性の向上ですから、今年より来年、来年より再来年と向上させる工夫が必要になると思います。年度当初の事業計画に組み込み、課題の改善状況を確認します。

私たちは、一步一步階段を昇るが如く、改善を積み重ねて信頼される、質の良い法人後見業務を進めていきます。

2023年1月

NPO 法人後見つぼみ 自己評価委員会

委員長 須田 幸隆



基本理念

🌸 誰もが尊厳を守られる権利擁護支援 🌸

～それぞれの蕾、その人らしく花咲き、豊に実ればいいね～

<宣言>
私たちは、次のように宣言します

ライト（軽い 明るい 権利擁護）を旗印に

- 1 資力の有無に関わらず
- 1 本人意思を尊重した
- 1 生活支援を重視した

法人後見を実施します

特定非営利活動法人 後見つぼみ
2020年8月9日制定

設 立 趣 旨 書

2011年10月12日、NPO法人としては、横浜で最初の法人後見を実施する特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ（以下つばさ）が設立され、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な方々の財産管理、身上保護など権利擁護のための法人後見事業が取り組まれてきました。

つばさでは、相談段階からご本人やご家族との信頼関係を築き、地域の福祉関係者と連携のネットワークを構築しながら、共に申立支援に取り組み法人受任することで安心して制度利用していただくことに努めています。ところが、制度利用相談・申立支援・法人受任を一体的に進める相談機関の整備は、未だ不十分です。

長年、私たちは横浜市内での法人後見実施団体誕生を願ってきました。昨年4月には、鶴見区内につばさの関係者が関与したNPO法人つなぐが誕生しましたが、その他にはこの10年間あまり変化はありませんでした。そこでつばさで学んだことを生かし、もっとライト（軽い、明るい、権利擁護）な小さなNPO法人を設立し、今後の市民のニーズと期待に広く応えていく決意を固めました。

法人後見は、持続性の観点から、障害の分野からの相談が多く、障害関係者からの期待が大きいたことが分かりました。「つばさ」では、生活の質(QOL)の向上を目標にチームケアで取り組まれています。また、生活保護受給者など資力の乏しい方々の生活支援も重視されています。こうした法人の理念、運営が徐々に認識されるようになり、2020年8月現在、延べ98件もの受任になっています。行政や施設、病院、相談機関などからの相談は、数多（あまた）あります。

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立をする段階で大きなハードルがあることも分かってきました。一般的には法律職の方に費用を支払って依頼するか法テラスに依頼することになりますが、「親族とは疎遠」、「まとまった費用は出せない」という方も多く、「区長申立を相談したがなかなか申立をしてくれない」「支援があれば本人や親族で申立できる」「申立支援してくれるところがない」という相談も寄せられています。

2025年には団塊の世代が後期高齢者に突入します。認知症高齢者は2012年の時点で462万人、2025年には700万人になると推計されています。また、地域には例えば高齢化した親と障害のある子どものいわゆる親亡き後問題、認知症が進む親とSOSを出す障がい者など複合的な課題を抱えた事例、身寄りのない一人暮らしのいわゆる身元保証問題など課題が山積しています。

私たちは、こうした地域の課題解決に取り組み、他の法人後見実施団体誕生の呼水となるべく、小さくとも志は高く持って、新たな一歩を踏み出します。

よってここに、特定非営利活動法人 後見つばみを設立することを宣言します。

2020年8月9日

法人の名称 特定非営利活動法人 後見つばみ
設立代表者 須田 幸隆

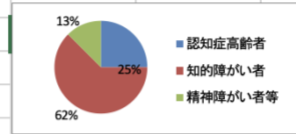
受任状況

NPO法人 後見つぼみ

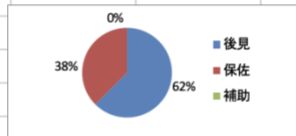
2022年5月18日現在

〇後見つぼみ受任状況

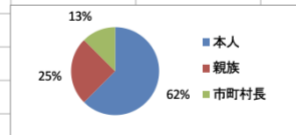
分野別				(件)
認知症高齢者	知的障がい者	精神障がい者等	合計	
2	5	1	8	
在宅1	在宅	在宅		



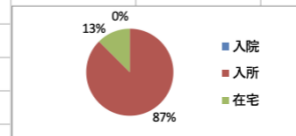
類型別				(件)
後見	保佐	補助	合計	
5	3	0	8	
	知的障がい者 2	知的障がい者 0		
	精神障がい者等 0			
	認知症高齢者 1	認知症高齢者 0		



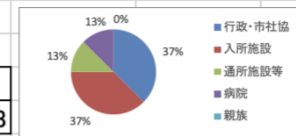
申立別				(件)
本人	親族	市町村長	合計	
5	2	1	8	
後見 2	親 1			
保佐 3	兄弟姉妹等 1			
補助 0	子 0			



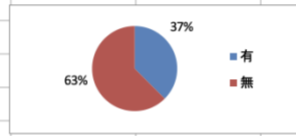
入院・入所・在宅別(申立時)				(件)
入院	入所	在宅	合計	
0	7	1	8	
	認知症高齢者 1			
	知的障がい者 0			
	精神障がい者等 0			



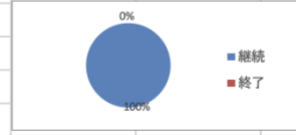
相談経路						(件)
行政・市社協	入所施設	通所施設等	病院	親族	合計	
3	3	1	1	0	8	
市社協 0						



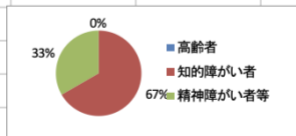
生活保護との関係(申立時)			(件)
有	無	合計	
3	5	8	



継続・終了別			(件)
継続	終了	合計	
8	0	8	
	死亡 0		
	辞任 0		



後見的支援				(件)
高齢者	知的障がい者	精神障がい者等	合計	
0	2	1	3	



(内訳)

美々プロジェクト 櫻プロジェクト 横プロジェクト



弱者に伴走 権利守る

認知症や障害などで判断能力が不十分な人に代わり財産管理などを行う「成年後見制度」。横浜市の元職員らを中心に活動に取り組みNPO法人「よこはま成年後見つばさ」が発足10年を迎えた。地道な支援を重ね、弱者の権利を守ってきたメンバーは「成年後見のノウハウをまだまだ広げたい」とさらなる制度の普及をにらむ。

横浜 成年後見NPO 10年

(清水 嘉寛)

「つばさ」は2011年秋に発足。東日本大震災が発生した同年3月、須田幸隆さん(78)らソーシャルワーカーの実務経験がある市職員OBが市内の避難所で生活相談を開いたことがきっかけだった。「このメンバーで何かできないか」という須田さんの提案に乗ったのは同じく元市職員で、社会福祉士の資格を持つ篠崎美代子さん(74)。高齢の親と障害のある子どもの「親子後問題」や、身寄りのない独居の障害者の身元保証といった問題解決につなげようと、00年にスタートした「成年後見制度」の取り組みに乗り出した。

高齢者や障害者支援 親族ら「最後の望み」



記念誌を手に笑顔の「よこはま成年後見つばさ」のメンバー
＝横浜市保土ヶ谷区

◆成年後見制度 認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人の権利を守るため、本人に代わって後見人が財産管理や福祉サービスの契約を行う制度で、2000年に始まった。本人や親族、市町村長などが申し立てる。後見人には家族や親族のほか、司法書士、弁護士らの職業後見人、一定の知識を身に付けた市民後見人、社会福祉協議会やNPO法人などの法人後見人があり、家庭裁判所が選任する。

「なんとか助けてほしい」。2年前、高齢女性が受け付けられなかった。障害を抱えた弟夫婦と子どもの一家3人の世話を1人で引き受けていた。自身も大病を患うなか、弁護士に依頼は断られ、最後の望みで「つばさ」に申し入れた。「家族個人で支えるには限界があるし、うちが手続きのスピードが強い」と担当者。手続きから1週間後女性が入院し、家族の支援の手はずが整った中であつた。

「つばさ」に相談が相次いだことから、20年には新たな法人「つばさ」も立ち上げたものの、須田さんらが課題に捉える「成年後見制度の普及不足」の表情は変わらぬままだ。最高裁判所などによると、利用者は20年末時点で計23万人。推計600万人とされる認知症高齢者に対し、大幅に不足している受け皿の確保は急務だ。

精神科に30年間入院した女性には5年ほど前、「つばさ」の紹介で拠点をグループホームに移した。歌が好きで夜中に大声で歌う一面を受け入れてくれた施設の方針が女性にも合い、服用していた薬の減薬につながった。「次第に表情がにこやかになってくれた」(担当者)という女性。昨秋、施設で職員らにみえ、お互いに作り上げていく。人生のパートナーとして伴走し続けたい」と先を見据えた。6月11日には横浜にぎわい座で10周年記念講演を開く。詳細は「つばさ」ホームページで。

特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ 設立10周年記念講演会

NPO 法人 後見つぼみの活動

法人設立 2020年10月30日
 会員 41名 (2022年5月現在)



ロゴマーク



事務所



申立支援



区役所職員研修 (15名参加)



つぼみニュース



法人後見自己評価

~~~~~

自己評価報告書

～誰もが尊厳を守られる権利擁護支援～

2023年3月発行

特定非営利活動法人後見つぼみ

〒222-0021 横浜市港北区篠原北一丁目9番8号

TEL :045-834-9320

FAX :045-834-9321

E-mail: kokentubomi@khe.biglobe.ne.jp

URL : <https://kokentubomi.wixsite.com/website>

~~~~~